

国道 138 号新屋拡幅に係る遺産影響評価について

1 要 旨

- ・ 国道 138 号新屋拡幅工事は、世界遺産登録前の平成 22 年度に都市計画決定され、平成 24 年度に事業化された。
- ・ 世界遺産登録後の平成 25 年 11 月に、地域の代表及び行政で構成される「国道 138 号拡幅に伴う周辺まちづくり検討委員会」などにおいて、HIA に相当する世界遺産への影響調査を実施し、平成 30 年 11 月に本事業に関する対応方針を記載した保全状況報告書をユネスコに提出、そして平成 31 年 3 月工事に着手した。
- ・ 今回、「北口本宮富士山浅間神社」の区間に着手するため、保全事業報告書に記載した対応に基づいた工事を行うことを、事業者（甲府河川国道事務所）が報告する。

2 経 緯

年 月	内 容
H22 年 3 月	都市計画決定
H24 年 4 月	国土交通省直轄事業「国道 138 号新屋拡幅」として新規事業化
H24 年 1 月	ユネスコに推薦書提出 「 <u>良好な神社境内に対する負の影響を確実に排除することを前提としつつ、沿道環境の保全、交通の諸問題の解消、地域の発展にも配慮した道路整備の方針・方法について検討している</u> 」と記載。
H25 年 6 月	第 37 回世界遺産委員会にて世界遺産登録決定
H25 年 11 月	「国道 138 号拡幅に伴う周辺まちづくり検討委員会」を設立し、イコモスからの指摘・勧告を踏まえ、本事業における留意点を作成、その対応方針等を検討 ※以降 R5 までに 7 回開催（別紙資料参照）
H27 年 7 月	事業計画説明会、設計・用地説明会の開催
H28 年 1 月	ユネスコに保全状況報告書提出 「 <u>御師住宅と北口本宮富士浅間神社等との関係性・つながりへの配慮、景観の保全と自然・歴史資源の活用等の観点も含め検討を継続している</u> 」と記載。
H30 年 11 月	ユネスコに保全状況報告書提出 御師住宅や北口本宮富士浅間神社等の顕著な普遍的価値を損なわないための留意点と対応方針を記載
H31 年 3 月	先行整備工事着手
R3 年度～	調査設計および先行整備区間において用地買収、舗装工事を推進

3 保全状況報告書に記載した対応方針

項目	留意点	対応方針
①構成資産間のつながり	御師住宅から北口本宮に至る参詣路を、歴史資料等を踏まえて、来訪者が構成資産のつながりを感じながら歩けるようにするために、相互の物理的な連続性を考慮した手法について工夫する必要がある	富士山駅から御師住宅を通り北口本宮へ至る経路を「歴史的な道」と「実際に来訪者が歩く道」に分けて検討し、国道137号と国道138号の歩行環境の統一を図る ・国道137号の既設歩道舗装である<u>自然石舗装を国道138号の一部に用いる</u> ・富士山駅から北口本宮まで<u>統一した説明・サイン・ベンチを設置</u>する
②参道前広場等	北口本宮前の道路は、登拝の前の富士講の人々が同社に参詣する際に待機した場所という歴史性を踏まえる必要がある	<u>北口本宮参道前の道路北側</u> に、来訪者が歴史性を感じられる <u>たまり空間（小広場）を設置</u> する ・北口本宮鳥居、参道の荘厳な歴史性を感じられる視点場（スポット）とする ・<u>休憩施設や説明版を整備</u>し、おもてなしに配慮した設えとする
③旧鎌倉街道三角地帯	北口本宮周辺を中心に、国道138号の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある	H27年2月に策定された北口本宮富士浅間神社整備活用構想において、「旧鎌倉街道であった箇所であり、 <u>旧道にふさわしい整備</u> を行い、 <u>サインを設置</u> する」こととしている
④上宿交差点	胎内道に向かう道路を確保する必要がある	周辺の歴史的資源と巡礼路の関係性を今に伝える歩行環境の形成を図る 胎内道との連続性に配慮した歩行ネットワークを維持、形成するための <u>説明・誘導サイン等を設置</u> する
⑤ヤーナ川	拡幅予定道路を横断して国道137号と並行に御師住宅の敷地内を流れる、精進潔斎に使用された水路（ヤーナ川）を維持する必要がある	<u>国道138号とヤーナ川との交差部には、水辺空間（水の流れるを感じる広場等）の形成</u> を図る
⑥西念寺周辺	拡幅予定道路両側の区画（町割）を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある	現状の地域の生活環境に配慮しつつ、 <u>大門を活用した歩行空間の形成</u> を図るなど、歴史的景観の維持・再生に配慮した土地利用、動線計画を検討する
⑦まちなみ整備	国道137号の両側の区画（町割）を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある	富士吉田市景観計画に基づく景観形成重点地区として、地域との連携を図りながら、富士吉田市歴史文化基本構想に沿った <u>景観形成指針・ルールづくりを検討</u> するなど、良好な景観形成を進める

【対応方針の位置図】



1.1 国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会の開催

本検討委員会は、富士吉田市景観計画を踏まえた国道138号（新屋拡幅）及び周辺道路の整備に関する方針及び道路占用の許可基準、また、景観重要公共施設の指定に向けた取り組みについて議論を行ってきた。また、世界遺産構成資産に対するまちづくりの対応状況等を踏まえながら、重点検討区間に位置付けた「浅間神社前エリア」と「リフレぶじよし周辺エリア」における沿道まちづくりと道路空間との一体的な整備の考え方や具体的な整備内容について議論を行ってきた。

第7回検討委員会では、重点検討区間②の整備状況、及び世界遺産構成資産への対応について報告するとともに、国道138号新屋拡幅の整備順序について議論を行うものである。

